

「不正改造車を排除する運動」の実施細目

関東運輸局東京運輸支局
平成26年5月

第1 本運動の趣旨

本運動の趣旨

暴走行為、過積載を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっている。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなってしまった違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられ、これらの行為に対し排除が強く求められているところである。

このため、基準に適合せず、事故を誘発しかねない状態の自動車が増加傾向にあることから、道路交通の安全確保及び公害防止を図るために一環として、関係機関及び自動車関係団体等の協力を得て、平成2年度から展開してきた「不正改造車を排除する運動」を平成26年度においても積極的に展開し、不正改造車の排除に努めるものである。

第2 重点実施期間

平成26年度の重点実施期間は、平成26年6月1日（日）から平成26年6月30日（月）までの1か月間とする。

ただし、ポスターの掲示等による広報活動、不正改造車に関する情報の収集、相談窓口の設置については継続して行うこととする。

第3 運動における重点事項

- ① 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- ② クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ③ タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ④ 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- ⑤ 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパーの切断・取外し
- ⑥ 基準外のウイングの取付け
- ⑦ 不正な二次架装
- ⑧ 大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
- ⑨ ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- ⑩ 不正軽油燃料の使用
- ⑪ 特種用途自動車の構造要件の確認

第4 実施事項

自動車整備振興会及び整備事業者

[自動車整備振興会の実施事項]

（1）整備事業者に対する指導

- ① 本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項並びに相談窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載し会員に周知する。
- ② 本運動を効果的に推進するため、事業者、事業場管理責任者等を対象とした推

進会議等を開催するとともに、支部会、講習会等の機会をとらえ、本運動の趣旨及び重点事項並びに実施事項等について周知する。

- ③ 事業者が実施する不正改造の防止に関する従業員指導等について、適切な指導を行うとともに、本運動期間内における自主点検の実施状況について指導する。
(参考：「自主点検票」)
- ④ 特種用途自動車の装備の取り外し防止について、会員・事業者に周知・指導する。
- ⑤ 会員・事業者等に対しては、自動車ユーザー等から不正改造車等に関する情報・相談（以下「情報等」という。）に応じられる体制を整備するよう指導するとともに、寄せられた情報等は運輸支局等へ提供するよう指導する。

(2) 広報等

- ① ラジオ、ホームページ等の広報媒体を利用し、広く一般に広報する。
- ② 横断幕、のぼり旗等を掲出するとともに、会員に対しても可能な限りこれらを掲出するよう指導する。
- ③ ポスター、チラシを会員に配布し、ポスターは事業場等に掲示させるとともに、チラシを自動車ユーザーに配布する等して一般に広報する。

(3) 不正改造車等に関する情報の収集、分析及び処理体制の整備

- ① 従来から設置している整備相談窓口を強化するとともに、その活用について会報等により会員に対して周知する。
- ② 会員から不正改造車等に関する情報を受けた場合には、登録番号、不正改造の内容、発見日等について運輸支局等へ情報提供する。
- ③ 会員から相談を受ける体制の充実強化を図るとともに、必要に応じ関係者を適正に指導する。なお、指導に当たっては、申告者の不利益にならないよう充分に配慮する。

(4) 本運動への協力

本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼のあった街頭検査の実施等について協力する。

[整備事業者の実施事項]

- (1) 改造や整備の受注に当たっては、担当責任者等を定めるなどして適正な受注体制を整備するとともに、点検・整備の実施、納車時の確認等の適正化に努め、不正改造防止の徹底を図る。
- (2) 不正改造となるような整備等の依頼があった場合には、自動車使用者に対し不正改造となることを理解してもらうよう努めるとともに、不正改造となる依頼は引き受けないよう徹底を図ること。
- (3) 事業場管理責任者、整備主任者及び自動車検査員等の従業員に対して、本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例及び不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、特種用途自動車の装備の取り外し防止についても周知・指導する。
- (4) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び管理体制等について、自主点検表等により定期的に自主点検を実施する。
- (5) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。
- (6) 横断幕、のぼり旗の掲出、ポスターの掲示、チラシ等を備え付け一般に広報する。